

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当
にそ
日は、
休日は、
がと日
る日
の翌
日)

目 次

◇規 則
鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規
則(水産課)

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する
規則(〃)

規 則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第七号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表利子補給率の欄中「年三・五パーセント」を「年三・四パーセント」に、「年三・三パーセント」を「年三・二パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一・四パーセント」に、「年一・三パーセント」を「年一・二パーセント」に、「年二・五パーセント」を「年二・四パーセント」に、「年二・三パーセント」を「年二・二パーセント」に、「年〇・七パーセント」を「年〇・六五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の規定は、昭和六十二年二月二十日から適用する。
- 3 昭和六十二年二月二十日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年三月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第八号

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「年二・五パーセント」を「年二・三五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の規定は、昭和六十二年二月二十日から適用する。
- 3 昭和六十二年二月二十日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。